

1 社会生活基本調査とは？

国民の時間の過ごし方と過去1年間の活動状況に関する調査です

社会生活基本調査では、わたしたちが1日のうちどのくらいの時間を仕事、学業、家事、地域での活動などに費やしているか、また、過去1年間にどのような活動を行っているかなどについて調査します。



調査結果は行政施策の立案に幅広く活用されます

調査結果は、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や少子高齢化対策のほか、ボランティア活動の状況の把握など、国や地方公共団体におけるさまざまな行政施策の立案等に用いる基礎資料として利用されています。

社会生活基本調査のはじまり

社会生活基本調査の第1回調査は、昭和51年10月1日に実施されました。当時は、第1次石油危機を経て日本経済が高度成長期から安定成長期へと移行を始めた時期であり、国民の意識も金銭的・物質的な面ばかりでなく、生活の質的向上や精神的充実へと向けられるようになった時期です。

社会生活基本調査は、このような状況の中で、生産・所得・雇用などの分野に比較して統計が十分でなかった国民生活の質的側面の充実を明らかにすることを目的として開始されたものです。

国の法律に基づく調査です

社会生活基本調査は、統計法（平成19年法律第53号）という法律に基づいた基幹統計調査として国が実施する重要な統計調査です。

調査票の記入内容は統計法に基づき厳重に保護されます

調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得た内容を他にもらしたり、統計を作成・分析する目的以外に調査票を使用したりすることは、統計法により固く禁じられています。

集められた調査票は、厳重に管理され、統計を作成した後、溶解処分することとしています。



正確な統計を作成するために調査票の提出が必要です

基幹統計調査については、正確な統計を作成するために、調査票に記入して提出する義務（報告義務）が統計法により定められています。

統計法で定められていること

統計法では、基幹統計調査について、正確な統計を作成するために次のようなことが定められています。

- ① 調査票の記入及び提出の義務（報告義務）
- ② 調査員をはじめとする調査関係者が調査で知り得たことを他にもらさないようにする義務（守秘義務）
- ③ 調査票を統計の作成・分析の目的以外に使用しないこと
- ④ 上記①から③に違反した場合の罰則